

本契約条件、プロポーザルおよび見積もりまたは提示価格は、貴社（以下「クライアント」とい）と本契約条件で企図されるサービスを提供するIntertek社（以下「Intertek」とい）と間の契約を構成する。

1. 解釈

1.1 文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、本契約において以下の語句は以下の意味を持つものとする。

- 「関係会社」とは、直接的または間接的に他の事業体を支配し、他の事業体に支配され、または他の事業体と共通の支配下にある事業体を意味するものとする。
 - 「本契約」とは、Intertekとクライアントとの間で締結される本契約を意味する。
 - 「本アプリ」とは、Intertekが所有するアプリケーションで、クライアントがモバイルデバイス上にダウンロードし、遠隔検査を行う際に検査員を助けるために使用することができるものを意味する。
 - 「本代価」とは、第5.2条で規定される意味を持つものとする。
 - 「機密情報」とは、以下に該当する、あらゆる形式または方法により提示されるすべての情報を意味する。(a) 本契約に従い、または本契約に基づき本サービスを提供する過程で開示され、かつ (b) (i) かかる開示時点に開示当事者により、文書、電子書式、視覚的手段、口頭またはその他の何らかの方法で開示され、かつ標識を付けるか、印を押すか、あるいは何らかの手段により機密と特定され、かつ/または (ii) 受領当事者により合理的に機密とみなされる、何らかの方法により開示される情報。
 - 「知的財産権」とは、著作権、商標、特許、特許出願（特許を出願する権利を含む）、サービスマーク、意匠権、営業秘密およびその他のあらゆる既存の権利（登録済みか否かを問わない）を指す。
 - 「本報告書」とは、本サービスをクライアントに提供する過程でIntertekが作成するあらゆるメモ、検査データ、計算、測定値、見積り、注記、認証書およびその他のマテリアル、ならびに実施されたあらゆる作業またはサービスの結果を記述するあらゆる形式のステータス概要またはその他の通知を意味するものとする。
 - 「本サービス」とは、場合に応じて、本契約第2条、Intertekの関連する本プロポーザル、クライアントの関連する発注書またはIntertekの関連するインボイスに定める試験、保証、および検査サービスを意味し、Intertekからの本報告書の提供を含むことがある。
 - 「本プロポーザル」とは、Intertekがクライアントに提供する本サービスの説明および本代価の見積り（該当する場合）を意味する。
 - 「遠隔検査」とは、検査員がアプリまたはソフトウェア技術を通じて直接ビデオリンクを介して遠隔で監査を実施できるように、クライアントまたはクライアントのサプライヤーに特定のエリアに移動するよう指示することによって、検査員が行う視覚的な検査の形式を意味する。
 - 「検査員」とは、本サービスの実施を担当するIntertekの検査員を意味する。
- 1.2 本契約において見出しはその解釈に影響を与えない。

2. 本サービス

- Intertekは、クライアントに対して、Intertekが作成しクライアントに提出している本プロポーザルに明示的に組み込まれる本契約の条件に伴い、本サービスを提供するものとする。
- 本契約と本プロポーザルの条件とに矛盾がある場合は、本契約の条件が優先するものとする。
- クライアントは、本サービスの提供にあたりIntertekが第三者に本報告書を提出する義務が生じる場合、Intertekは本報告書を当該第三者に提出する権利を撤回し可能な形で付与されていることを了承し、かつ同意する。本条項において、義務とはクライアントの指示により生じるか、あるいはIntertekの合理的な意見により状況、取引、慣習、用途、慣行から黙示される場合に生じるものとする。
- クライアントがそのサプライヤーのために本サービスを実施するようIntertekに指示した場合、クライアントのサプライヤーは、Intertekが提供する本サービスおよび/またはIntertekが作成する本報告書は、本プロポーザルに関連してクライアントと合意した作業範囲内に限定され、かつ、クライアントの特定の指示に基づき、あるいはかかる指示がない場合は関連する取引慣習、用途、慣行に従って、提供または作成されることを了承し、かつ同意し、また、Intertekは本報告書の写しをクライアントに提供するものとする。本報告書の内容は、クライアントから受けた指示の範囲内で、本サービス実施時に存在する事実および文書のみに対するIntertekの審査を表すものであり、かかる本報告書に基づき適切と考える行動をとる責任を負うクライアントまたはIntertekが審査および/または分析した結果を表す、本報告書に明記される事実および表明のみに限定されることを理解している。
- クライアントおよびそのサプライヤーは、さらに、本サービスは必ずしも、試験・検査・認証対象の製品、マテリアル、サービス、システムまたはプロセスの品質、安全性、性能または条件についてあらゆる事項に対応するように設計または意図されておらず、また、作業範囲については、必ずしも、試験・検査・認証対象の製品、マテリアル、サービス、システムまたはプロセスに適用される可能性のあるすべての基準を反映してはいないことを了承し、かつ同意する。クライアントは、Intertekが発行する本報告書への依頼については、本サービスの履行時点で存在する事実、情報、文書、サンプルおよび/またはその他のマテリアルについてIntertekが審査および/または分析した結果を表す、本報告書に明記される事実および表明のみに限定されることを理解している。
- クライアントがIntertekに対し遠隔検査を実施するよう指示する場合、クライアントおよび/またはそのサプライヤーは次のことに同意し、これを保証する：(i) 遠隔検査を実施するために、完全、正確かつ最新の情報および文書をIntertekに提供すること、(ii) 該当する場合には本アプリをクライアントまたはそのサプライヤーのスマートフォンにダウンロードし、遠隔検査のために当該アプリを使用すること、(iii) 検査員が遠隔検査を実施できるよう、本アプリを使用している間は検査員がそのスマートフォンのカメラを管理することを許すこと、ならびに(iv) 遠隔検査を実施するのに十分なインターネット接続の確保についてはクライアントおよび/またはそのサプライヤーが単独で責任を負うものとする。遠隔検査中にインターネット接続に障害が発生した場合、クライアントおよび/またはそのサプライヤーは再接続するためにすべての試みを行うものとし、再接続が不可能な場合は、物理的な検査が行われる。
- クライアントは、本報告書に基づいて適切と考える行動をとる責任を負う。Intertekおよびその役員、従業員、代理業者または下請業者は、かかる本報告書に基づく作為または不作為についてクライアントに対してはもいかなる第三者に対しても責任を負わないものとする。
- 本契約に基づき本サービスの提供に合意するにあたり、Intertekは、クライアントがその他の者に対して負う、あるいはいずれかの者がクライアントに対して負う責任または義務を減じず、取り消さず、免除しない。

3. Intertekの保証

3.1 Intertekは、クライアントに対してのみ以下を保証する。

THIS JAPANESE TRANSLATION IS PREPARED FOR REFERENCE PURPOSE ONLY, AND IF THERE IS ANY DISCREPANCY OR INCONSISTENCY BETWEEN THE ENGLISH ORIGINAL AND THIS JAPANESE TRANSLATION, THE ENGLISH ORIGINAL SHALL PREVAIL.

日本語訳は参考のためにのみ作成されたものであり、英語原文と日本語訳の間に相違又は矛盾がある場合は、英語原文が優先するものとします。

2024年6月（日本）

- Intertekは、本契約を締結する権限および権能を有するとともに、本サービスの提供に関連して本契約の日付の時点で発効している関連のある法律および規制を遵守すること。
 - 本サービスを、類似の状況において類似のサービスを提供するその他の会社と通常行使すると同等レベルの注意とスキルにより履行すること。
 - 自社の従業員がクライアントの敷地にいる間、第4.3条(d)に従ってクライアントからIntertekに知らされている安全衛生に関する規則および規制ならびにその他の合理的範囲のセキュリティ要件を確実に遵守するために、合理的な措置をとること。
 - 本サービスに関連して作成した本報告書は、第三者のいかなる法的権利（知的財産権を含む）も侵害しないこと。本保証は、Intertekのクライアント（またはその代理業者もしくは代理人）から提供されたあらゆる情報、サンプルまたはその他の関連文書への依頼によって直接的または間接的に侵害が引き起こされた場合には適用されない。
- 3.2 第3.1条(b)に定める保証に違反する場合、Intertekは、その費用負担により、Intertekのサービス履行上の何らかの欠陥を是正するために合理的に要求される当初履行した種類のサービスを履行するものとする。
- 3.3 Intertekは、明示的にも黙示的にもその他の保証を行わない。制定法またはコンローにより黙示されるその他すべての保証、条件およびその他の条項（商品性および目的適合性に関する黙示の保証を含むがこれらに限らない）については、法律により許容される最大限の範囲で本契約から除外される。Intertek（その代理業者、下請業者、従業員またはその他の代理人を含む）により提供されるいかなるサービスの履行、提出物、口頭またはその他の情報または助言によっても、新たな保証が創設されたり、提供される保証の範囲が拡大したりすることはない。

4. クライアントの保証および義務

- クライアントは、以下の各号を表明し、保証する。
 - 本契約を締結し、自身のために本サービス提供の調達を行う権限および権能を有すること。
 - 他人または事業体のための代理業者またはブローカーとしてではなく、かつその他の代理人としての立場ではなく、自身のために本契約に基づく本サービスの提供を確保していること。
 - クライアント（またはその代理業者もしくは代理人）がIntertek（その代理業者、下請業者および従業員を含む）に提供するすべての情報、記録および関連文書（なんらかのクライアントまたはサプライヤーの帳簿、倫理規範、社内方針、記録（雇用記録を含む）、情報システムを含むがこれらに限らない）は、真実で正確な表明であり、完全で、あらゆる点において誤解を招きおぼろげなく、Intertekから求められたときに利用可能であること。さらにクライアントは、Intertekが本サービスを提供するにあたり、クライアントから提供されるかかる情報、サンプルまたはその他の関連文書およびマテリアルに依拠すること（その正確性または完全性を確認、検証する義務を伴わず）を認めること。
 - クライアントは、本サービスに関連するあらゆる事項について、クライアントの人員およびクライアントのサプライヤーの人員とのインタビュー、ミーティングまたはディスカッションをしたいとIntertekの要求に対し、当事者間で合意された時間枠内で従うものとする。
 - クライアントがIntertekに提供するあらゆる情報、サンプルまたはその他の関連文書（認証書および報告書を含むがこれらに限らない）は、いかなる状況でも第三者のいかなる法的権利（知的財産権を含む）も侵害しないこと。
 - Intertekが継続的な生産に適用される場合、認証された製品が引き続き製品要件を満たしていること。
- 提供される本サービスが第三者に開示される場合、クライアントは、かかる第三者が本報告書を受領し、または本サービスの利益を得る以前に、その前提条件として、かかる第三者をして本契約および本プロポーザルの条件を了承し、かつ同意させるものとする。
 - さらにクライアントおよびそのサプライヤーは、以下の各号に同意する。
 - 本サービスに関連するすべての事項についてIntertekと協力し、本サービスに関連してマネージャーを指名すること。当該マネージャーは、クライアントの代理としてIntertekに指示を与え、必要に応じてクライアントを契約により拘束する権限を正式に付与されること。
 - Intertekが当事者間の合意に従いタイムリーに本サービスを実施することができるよう、適切な時に指示とフィードバックを提供すること。
 - Intertek（その代理業者、下請業者および従業員を含む）に対し、本サービスの提供のために合理的に必要な場合にクライアントの敷地、設備および人員に、ならびに本サービスが提供されるその他の関連する敷地にアクセスできるようにすること。
 - Intertekが本サービスの履行のためにいずれかの敷地に立ち会う以前に、Intertekに対し、本サービスが提供される敷地において適用されるすべての安全衛生規則・規制およびその他の合理的なセキュリティ要件を知らせること。
 - Intertekに対し、クライアントから提出されたアイテム、またはクライアントの敷地で使用するものは本サービスの提供に必要なプロセスもしくはシステムに関する、リスク、安全上の問題または事故について速やかに通知すること。
 - Intertekに対し、そのような取引を制限または禁止されている国に対してまたはそのような国から製品、情報またはテクノロジーを輸出/輸入する可能性がある場合など、提供する本サービスおよび/または機密情報に適用される可能性のあるあらゆる輸入/輸出制限（国際武器取引規則（ITAR）や輸出管理規則（EAR）などの米国の輸出規制を含むがこれらに限らない）について事前に知らせること。
 - Intertekを発行する場合、当該認証書の有効期限内に認証の正確性に重大な影響を与える可能性のある変更があれば（直ちに）Intertekに通知および助言すること。
 - 本サービスに関して関連のある法律および規則を遵守するのに必要ならあらゆるライセンスおよび同意を取得・維持すること。
 - 本契約に基づきIntertekが発行した本報告書を誤解を招くような方法で使用しないこと、およびかかる本報告書を全文でのみ配布すること。
 - いかなる場合にも、Intertekから事前の書面同意を得ずに（かかる同意は不合理に留保されない）本報告書の内容、抜き書き、抜粋または一部分を配布または公表しないこと。
 - 5日を超えて本サービスを中断しないものとし、中断されている期間中は検査員の日当およびその他の費用を毎日Intertekに支払うこと。
 - Intertekの書面による事前の同意なしに、一切の知的財産権（あらゆる商標、ならびにクライアントおよび/またはそのサプライヤーが作成するあらゆる広告・販促マテリアルまたはあらゆる声明文のブランディングを含むがこれらに限らない）を使用してはならないこと。





- 4.4 Intertekの違反がクライアントが本第4条に定める義務を遵守しないことの直接の結果である場合にはその限りにおいて、Intertekは本契約に違反するものではなく、かつ本契約の違反についてクライアントに対して責任を負うことはないものとする。クライアントはまた、Intertekによる本サービスの提供に関してクライアントが本契約で定める自身の義務を履行しないことの影響は、以下の第5条に基づく本代金の支払いに関して本契約に定められたクライアントの義務には及ばないことを認める。
- 5. 代価、請求および支払い**
- 5.1 両当事者は、本サービスが本契約に規定または言及された条件に基づいて提供されること、および、本契約が、クライアントがIntertekに提供したまたは将来提供する可能性のある条件（発注書によるかその他の文書によるかを問わない）に優先することに同意する。
- 5.2 クライアントは、Intertekに対し、なんらかのプロポーザルに記載されたまたは書面で合意された代価（以下「本代価」という）を支払うものとする。
- 5.3 本プロポーザルに含まれないサービスおよびクライアントが要求する追加サービスについては、代価が請求されるものとする。
- 5.4 本代価は、付加価値税およびその他の適用される税金を除外して表示される。源泉徴収がある場合、Intertekは適用される源泉徴収税を含む見積価格をクライアントに提供するものとする。クライアントは、Intertekが有効な月次のインボイスを発行してから30日以内に、法律で規定される率および方法により本代価に対して適用される税金を支払うものとする。
- 5.5 クライアントは、本サービスの提供に関連してIntertek側で発生した諸経費をIntertekに払い戻すことおよび試験用サンプルに関する運送費または通関手数料について全責任を負うことに同意する。
- 5.6 本代価は、本契約に基づく本サービスに対しクライアントが支払うべき料金の総額を表す。Intertekが行う追加の作業については、実働時間および実費ベースで請求される。
- 5.7 クライアントは、インボイスの日付から30日以内に、なんらかの控除、ディスカウント、相殺もすることなく、請求された金額全額を支払わなければならない。発生した銀行手数料を控除することはできない。支払いは、インボイスに示された通貨建てで、Intertekが指定する銀行口座に送金する方法で行わなければならない。
- 5.8 Intertekは、本サービスの進捗に応じて毎月電子インボイスをクライアントに発行する。電子インボイスは電子メールで送ることができ、当該電子メールを受信した時点でクライアントに交付されたものとみなされる。Intertekは、紙の写しを郵送してほしい旨のクライアントの要求に応える義務を負わない。郵送されたインボイスには25ポンドの事務手数料が含まれ、紙のインボイスは上記第5.7条で言及された条件の範囲内でクライアントによって支払われなければならない。
- 5.9 クライアントの財務状況および/または支払実績が当該行動を正当化するとIntertekが考える場合、Intertekはクライアントに対し、Intertekにより決定される形の担保または追加担保を直ちに提供し、および/または前払いをすることを要求する権利を有する。希望された担保をクライアントが提供しない場合、Intertekは、自己の他の権利を損なうことなく、本サービスの全部または一部の実施を直ちに中断する権利を有し、本サービスの既に実施された部分に対する本代価は直ちに支払義務が発生するものとする。
- 5.10 クライアントが上記第5.7条で言及された期間内に支払いをしない場合は、Intertekから合理的な期間内に支払期日が到来していることを少なくとも1回督促された後、支払義務及び本契約の不履行となる。この場合、クライアントは、支払期日が到来する日または支払いを完了した日までの未払残高に対する利息を支払う義務を負う。適用される利率は、イングランド銀行の基準金利に5%を加えたものであるとみなされる。また、クライアントの債務不履行後に発生した回収費用（裁判上のもものと裁判外のもの双方）は、すべてクライアントの負担となる。裁判外費用は、元本と利息の少なくとも10%に相当する金額と設定されているが、このことが当該金額を超える実際の裁判外費用を徴収するIntertekの権利を損なうことはない。裁判上の費用はIntertekが負ったすべての費用から成り、このことはこれらの費用がイングランド銀行の基準金利を超える場合でも同じである。
- 5.11 クライアントがインボイスの内容に異議を唱える場合は、電子インボイスの受領から7日以内にIntertekに対し異議の詳細を申し出なければならない。そうしない場合にはインボイスは受理されたものとみなされる。かかる異議は、上記第5.7条で言及された期間内に支払いをするクライアントの義務を免除するものではない。
- 5.12 特定の情報がインボイスに含まれるべきまたはインボイスに添付されるべき旨のクライアントの要求は、本プロポーザルを作成する際に行われなければならない。合意されたインボイスのフォーマットを変更してほしいまたは情報を補足してほしいの要求を後からクライアントがしたとしても、それによって上記第5.7条で言及された期間内に支払いをするクライアントの義務は免除されない。Intertekは、インボイスの追加の写しを発行することにつき、またはインボイスの詳細、フォーマットもしくは構造を本プロポーザルで合意したのから変更することにつき、インボイスごとに25ポンドの事務手数料を請求する権利を留保する。Intertekは、かかるインボイスの変更要求を拒否する権利を保持し、Intertekがクライアントの要求を拒否したとしても、それによって上記第5.7条で言及された期間内に支払いをするクライアントの義務は免除されない。
- 5.13 クライアントの行為によって本サービスの完了が遅延した場合、Intertekは、それまでに提供されたすべての本サービスの費用をクライアントに対して請求する権利を有する。かかる場合、クライアントはインボイスの日付から30日以内に当該インボイスを支払うことに同意する。
- 6. 知的財産権およびデータ保護**
- 6.1 本契約の締結以前に当事者に帰属していたすべての知的財産権は、引き続き当該当事者に帰属するものとする。
- 6.2 クライアント（またはその関係会社）がなんらかのマーケティング、メディアまたは出版の目的で“Intertek”という名称またはIntertekの商標もしくはブランド名を使用する場合には、Intertekから事前に書面で承諾を得なければならない。Intertekは、かかる無許可の使用の結果として、本契約を直ちに解除する権利を有する。
- 6.3 認証サービスを提供する場合、クライアントは、認証サービスの使用については、国内法および国際法およびそれらの規制に服する可能性があることについて了承し、かつ同意する。
- 6.4 本契約に基づきIntertekが作成する本報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他のマテリアル（媒体を問わない）に含まれるすべての知的財産権は、Intertekに帰属する。クライアントは、本契約の目的のためにかかる本報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他のマテリアルを使用する権利を有するものとする。
- 6.5 クライアントは、本報告書（Intertekがクライアントに提供する提出物を含む）を作成または提供する過程、および本サービスをクライアントに提供する過程で生じる可能性のある概念、アイデアおよび発明に含まれる一切の財産権についてはIntertekがこれを保有することを了承し、かつ同意する。
- 6.6 両当事者は、データ保護に関するすべての法定の規定（一般データ保護規則2016/679（以下「GDPR」という）の規定を含むがこれに限らない）を遵守し、すべての適用されるGDPRの要件に従うものとする。クライアントは、本サービスの開始前に、クライアントの直接の人員および/または委託した人員の同意が得られていることを保証する。クライアントは、データ保護法の不遵守および本第6.6条に定める義務の違反に起因または関連して、直接的または間接的に生じるあらゆる請求、訴訟、責任（訴訟費用および弁護士費用を含む）から、Intertek、その役員、従業員、代理業者、代理人、請負業者、および下請業者を免責し、かつ損害を与えないものとする。
- 7. 機密保持**
- 7.1 ある当事者（以下「受領当事者」という）が、本契約に関連して（本契約の日付の以前か以後かを問わずに）他方当事者（以下「開示当事者」という）の機密情報入手する場合、当該当事者は、第7.2条から7.4条を条件として、以下の義務を負うものとする。
- (a) 自社の機密情報に払うのと同等の注意基準を適用して当該機密情報を守秘する。
- (b) 本契約に基づく義務を履行する目的に限り当該機密情報を使用する。
- (c) 開示当事者の事前の書面同意を得ず、いかなる第三者にも当該機密情報を開示しない。
- 7.2 受領当事者は、開示当事者の機密情報を以下に該当する「知る必要のある」者に開示できる。
- (a) 自社のために契約している法律顧問および監査役。
- (b) 自社の事業に対し規制または監督権限を持つ規制機関。
- (c) 受領当事者の取締役、役員または従業員、ただし、それぞれの場合に、受領当事者は、当該人物にまず第7.1条に基づく義務について通知し、かつ当該人物がかかる機密情報について第7条に定められているのと同等以上の守秘義務に拘束されることを確認していることを条件とする。
- (d) 受領当事者がIntertekである場合、そのいずれかの子会社、関係会社または下請会社。
- 7.3 第7.1条および第7.2条の条項は、以下のいずれかに該当する機密情報には適用されない。
- (a) 開示当事者から受領する以前に受領当事者が使用または開示の制限を受けずに既に所有していた機密情報。
- (b) 第7条に違反せずに公知であるか公知となる機密情報。
- (c) 受領当事者が、当該情報を適法に取得し、かつ自らの開示を制限する義務を負っていない第三者から受領する機密情報。
- (d) 関連のある機密情報にアクセスせず受領当事者が独自に開発する機密情報。
- 7.4 受領当事者は、法律、規制当局または受領当事者が上場している証券取引所の規則により要請される範囲において、開示当事者の機密情報を開示できる。ただし、受領当事者は、開示当事者に対し、当該開示要請について速やかに書面通知を行い、かつ可能な場合、開示当事者に対し、適切な法的手段によりかかる開示を回避する合理的な機会を与えるものとする。
- 7.5 各当事者は、その従業員、代理業者および代理人（Intertekの場合は下請業者にも同様の義務を課すものとする）が第7条に基づく自社の義務を確実に遵守するようにするものとする。
- 7.6 開示当事者が機密情報を開示するという行為のみでは、当該機密情報に関し、いかなる知的財産権のライセンスも与えられない。
- 7.7 アーカイブストレージについては、クライアントは、Intertekがその品質保証プロセスまたは関連のある適合性認定機関の試験・認証規則により要請される期間、提供した本サービスを文書化するのに必要ならあらゆるマテリアルを自身のアーカイブにおいて保持できることを認める。
- 8. 改訂**
- 8.1 書面により、本契約を改訂する旨明示的に表明され、各当事者の正当な署名者が署名する場合を除いて、いかなる本契約への改訂も無効である。
- 9. 不可抗力**
- 9.1 本契約に基づく義務の履行の遅延または不履行が以下の各号のいずれかの結果である場合に限り、一方当事者は、他方当事者に対し、当該義務の履行の遅延または不履行について責任を負わないものとする。
- (a) 戦争（布告しているか否かを問わない）、内戦、暴動、革命、テロ行為、軍事行動、サボタージュ、および/または海賊行為。
- (b) 暴風、地震、津波、洪水および/または雷などの天災、爆発および火災。
- (c) ストライクおよび労働争議（影響を受ける当事者または影響を受ける当事者のサプライヤーもしくは代理業者の1人以上の従業員による場合を除く）。
- (d) 電気通信、インターネット、ガス、電気サービスの提供業者などの公益事業会社の不履行。
- (e) 当事者の合理的なコントロールを超えるその他の事象。
- 9.2 誤解を避けるために、影響を受ける当事者がIntertekである場合、下請業者側の不履行または履行遅延により発生する不履行または遅延は、下請業者が上記のうちの1つの事由により影響を受ける場合にのみ不可抗力事由（以下に定義される）になるものとする。
- 9.3 第9.1条に記載される事由（以下「不可抗力事由」という）により自社の履行が影響を受ける当事者は、以下を行うものとする。
- (a) 他方当事者に書面により速やかに不可抗力事由、その原因および結果として生じる推定遅延期間、またはその義務の不履行について通知する。
- (b) 不可抗力事由の影響を回避または緩和するためにあらゆる合理的な努力を行うとともに、合理的に可能な限り早急に影響を受けた義務を引き続き履行する、または履行を再開する。
- (c) 不可抗力事由により影響を受けなかった本サービスを引き続き提供する。
- 9.4 不可抗力事由がその開始日から60日超を経過しても持続する場合、各当事者は他方当事者に少なくとも10日前に書面通知を行うことにより本契約を解除できる。
- 10. 賠償責任の制限および免除**
- 10.1 いずれの当事者も、相手方に対する以下の責任を排除または制限しない：
- (a) 当該当事者またはその取締役、役員、従業員、代理業者もしくは下請業者の過失に起因する死亡または人身傷害に対する責任。
- (b) 自己の詐欺（またはその取締役、役員、従業員、代理業者もしくは下請業者の詐欺）に対する責任。
- 10.2 第10.1条を条件として、契約、不法行為（過失および制定法上の義務違反を含む）またはそれ以外によるか

THIS JAPANESE TRANSLATION IS PREPARED FOR REFERENCE PURPOSE ONLY, AND IF THERE IS ANY DISCREPANCY OR INCONSISTENCY BETWEEN THE ENGLISH ORIGINAL AND THIS JAPANESE TRANSLATION, THE ENGLISH ORIGINAL SHALL PREVAIL.

日本語訳は参考のためにのみ作成されたものであり、英語原文と日本語訳の間に相違又は矛盾がある場合は、英語原文が優先するものとします。

2024年6月（日本）



を問わず、本契約の違反または本契約に従い提供される本サービスに起因または関連して発生する事象についてのIntertekの賠償責任額の最高合計額は、本契約に従い実施される本サービスに対してクライアントおよび/またはそのサプライヤーからIntertekに支払われる報酬に相当する額とする。

- 10.3 上記第10.2条にかかわらず、Intertekは、契約、不法行為（過失および制定法上の義務違反を含む）またはそれ以外によるかを問わず、以下のいずれについても賠償責任を負わないものとする：(i) 利益の喪失、(ii) 売上または事業の喪失、(iii) 営業権または評判の喪失または損害、(iv) 製品リコールの実施費用、(v) ソフトウェア、データまたは情報の使用の喪失または損壊、(vi) 間接的、結果的、懲罰的、または特別損失（その可能性を通知されていた場合でも）、(vii) Intertekに提供された虚偽、不明確、不完全、または誤解を招く情報に起因する本報告書における不正確な結果、および(viii) 適用される法律および規制の要件のクライアントによる不遵守。
- 10.4 クライアントがIntertekに対して行う請求については、クライアントがかかる請求を発生させる状況を認識してから90日以内に行わなければならない。

11 免責

- 11.1 Intertekの過失または詐欺が証明された場合を除き、クライアントは、以下に起因または関連して直接または間接に生じる一切の請求、訴訟、責任（訴訟費用および弁護士費用を含む）について、Intertek、その役員、従業員、代理業者、関係会社、請負業者および下請業者を免責し、かつ損害を与えないものとする。
- (a) いずれかの法律、法令、規制、規則または政府機関もしくは裁判所からの命令のクライアントによる実際のまたは主張される不遵守に対する規制機関、政府機関またはその他による請求または訴訟。
- (b) Intertek、その役員、従業員、代理人、請負業者および下請業者が本契約に基づき提供する本サービスに関連して発生し、かつ、人もしくは事業体が被ったまたはそれらに生じている人的傷害、物的損失・損害、経済的損失および知的財産権の損失・損害についての請求または訴訟。
- (c) クライアントによる上記第4条に定めるいずれかの義務への違反または主張される違反。
- (d) 本サービスの履行、主張される履行または不履行に関連して生じる損失、損害または費用（性質および発生の原因を問わず）に対して第三者によってなされる請求（ある1つの本サービスに関連する請求の合計額を上記第10条に定める責任額の制限を超える範囲に限る）。
- (e) Intertekが発行する本報告書の誤用、無許可使用または虚偽の使用の結果として生じる、Intertekの営業権または評判を損なう可能性のある請求または訴訟。これにはIntertekの書面による事前承諾を得ることなくクライアントがIntertekの名称またはIntertekの商標もしくはブランド名をメディア、マーケティングまたは出版目的で使用することが含まれるが、これに限らない。
- 11.2 第11条に定める義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

12 保険契約

- 12.1 各当事者は、専門職業賠償責任保険、雇用者賠償責任保険、自動車保険、財産保険を含むがそれらに限らない自社自身の保険の手配および費用について責任を負うものとする。
- 12.2 Intertekは、クライアントに対する保険者または保証人としてのいかなる責任も明示的に否認する。
- 12.3 クライアントは、Intertekが維持する雇用者賠償責任保険は、クライアントまたは本サービスの提供に關する可能性がある第三者の従業員を対象としていないことを了承する。クライアントまたは第三者に帰属する教地において本サービスを履行する場合、Intertekの雇用者賠償責任保険はIntertekの従業員以外の者を対象としていない。

13 契約の終了

- 13.1 本契約は、本サービスが開始される初日に開始し、本第13条に従い早期に解除されない限り、本サービスの提供が完了するまで継続するものとする。
- 13.2 本契約は、以下のいずれかの方法によって解除することができる。
- (a) いずれかの当事者が他方当事者に対して本契約に基づき課される義務の重大な違反の是正を要請する書面通知を配達証明付郵便またはメールにより発送後、他方当事者が30日を超えて当該違反を継続する場合、当該通知を発送した当事者は、本契約を解除することができる。
- (b) クライアントが支払期日までにインボイスを支払わず、かつ/またはさらなる支払い要請を行っても支払わない場合、Intertekは、クライアントに対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- (c) いずれかの当事者が債権者と任意整理手続を行い、または管理命令を受け、または（個人または企業である場合）破産し、または（会社である場合）清算手続に入り（支払能力が継承される合併のためもしくは再建のためである場合を除く）、または当該当事者の財産もしくは資産について担保権者が占有もしくはシーバーが選任され、または当該当事者が事業の継続を中止もしくは中止するおそれがある場合、他方当事者は、当該当事者に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- 13.3 理由の如何を問わず本契約が終了する場合、両当事者が有するその他の権利または救済策に加えて、クライアントは、Intertekに対し、終了の日を含めそれ以前に履行されたすべての本サービスの代償を支払うものとする。この義務は、本契約の終了または満了後も存続するものとする。
- 13.4 本契約の終了または満了は、両当事者の既発生した権利および義務に影響するのではなく、かつ、かかる終了もしくは満了時に効力を生じ、またはそれ以後に効力が継続すると明示的または黙示的に意図される規定にも影響しないものとする。

14 譲渡および再委託

- 14.1 Intertekは、必要な場合、本契約に基づく義務の履行および本サービスの提供をその1社以上の関係会社および/または下請業者に委託する権利を留保する。Intertekはまた、クライアントに通知の上、本契約をIntertekグループに属するいずれかの会社に譲渡することができる。

15 準拠法および紛争の解決

- 15.1 本契約および本プロポーザルは日本法に準拠するものとする。両当事者は、本契約に起因または関連する紛争または請求（本契約に従った本サービスの提供に関連する契約外の請求を含む）に関しては、日本の裁判所の専属管轄権に服することに同意する。

16 雑則

分離可能性

- 16.1 本契約のいずれかの条項が無効、違法もしくは執行不能である、または無効、違法もしくは執行不能となった場合、かかる条項は分離され、残りの条項は、あたかも本契約がかかる無効、違法もしくは執行不能の条項なしに締結されたかのごとく、引き続き完全に有効である。かかる無効性、違法性、執行不能性があまりに根本的で、本契約の目的の達成を阻害する場合、Intertekおよびクライアントは、直ちに誠意ある交渉を開始し代替的な取り決めについて合意するものとする。

パートナーシップまたは代理関係の不存在

- 16.2 本契約のいかなる内容も、また本契約に基づき両当事者が行ったいかなる行動も、両当事者間のパートナーシップ、団体、ジョイントベンチャーまたは共同事業体を構成するものではなく、かつ、いずれかの当事者を他方当事者のパートナー、代理業者、法的代理人とするものではない。

権利放棄

- 16.3 上記第10.4条を条件として、いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項の厳格な履行を主張しないこと、または自身に付与される権利または救済策を行使しないことは、権利放棄を構成するものではなく、また、それにより本契約で規定された義務が減少されることはない。いずれかの違反に対する権利放棄は、その後の違反への権利放棄とはならないものとする。
- 16.4 本契約に基づきいずれかの権利または救済策の放棄は、それが放棄であると明確に表明され、他方当事者に書面で伝達されない限り無効である。

完全な合意

- 16.5 本契約および本プロポーザルは、本契約により企図される取引に関連する両当事者間の完全な合意を含んでおり、かかる取引または主題に関連する両当事者間の事前のすべての合意、取り決め、および了解に優先する。いかなる発注書、計算書またはその他の類似の文書も本契約の条件に追加されたり、それを変更したりすることはない。
- 16.6 各当事者は、本契約の締結にあたり、本契約の承認または署名を行う以前に他方当事者により、あるいは他方当事者のために行われたいかなる事実表明、保証、付随契約またはその他の確約（本契約に規定または言及されている内容を除く）にも依拠していないことを認める。各当事者は、本条項がなければ、かかる事実表明、保証、付随契約またはその他の確約に関して自身に与えられていたはずのあらゆる権利と救済策を放棄する。
- 16.7 本契約のいかなる規定も、詐欺的な不実表示に対する責任を制限または除外しない。

第三者の権利

- 16.8 本契約の当事者でない者は、英国の1999年契約（第三者の権利）法に基づきその条項のいずれかを執行する権利を有さない。

追加保証

- 16.9 各当事者は、他方当事者の要請および費用負担により、各場合において、本契約に基づく義務を十分に果たすために随時合理的に要請される証書および文書を交付し、かつそのように要請されるその他の措置を講じるものとする。

THIS JAPANESE TRANSLATION IS PREPARED FOR REFERENCE PURPOSE ONLY, AND IF THERE IS ANY DISCREPANCY OR INCONSISTENCY BETWEEN THE ENGLISH ORIGINAL AND THIS JAPANESE TRANSLATION, THE ENGLISH ORIGINAL SHALL PREVAIL.

日本語訳は参考のためにのみ作成されたものであり、英語原文と日本語訳の間に相違又は矛盾がある場合は、英語原文が優先するものとします。

2024年6月（日本）